

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月31日
【事業年度】	第119期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	高島株式会社
【英訳名】	TAKASHIMA & CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高島 幸一
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座1丁目15番11号
【電話番号】	(03) 3567局0755番
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 山田 陽
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座1丁目15番11号
【電話番号】	(03) 3567局0755番
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 山田 陽
【縦覧に供する場所】	高島株式会社大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目1番15号) 高島株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄5丁目26番39号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第119期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

①～⑩ <省略>

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

①～⑩ <省略>

⑪取締役の員数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款で定めております。

⑫取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑬自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております

⑭中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうため、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款で定めております。

⑮株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。